

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 13 条 2 項に  
基づき、以下の通り公表します。

2026 年 3 月末現在

◆ 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

【 管理職に占める女性労働者の割合 】

46.7% (前年 48.5%)

【 男女の賃金の差異 】

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)	
	医師を含む	医師を含まない
全職員	70.4% (前年 68.3%)	94.2% (97.1%)
正職員	55.3%	92.5%
パート・ 有期雇用職員	84.0%	109.5%

付記事項

- ・対象期間：令和 7 事業年度 (令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日)
- ・賃金：通勤手当等を除く。

◆ 職業生活と家庭生活との両立

【 男女の平均継続勤務年数の差異 】 0 年 (前年 0.1 年)

男性 7.2 年 (前年 6.6 年)、女性 7.2 年 (前年 6.7 年)